

3高予第114号

令和3年8月13日

一般社団法人日本リネンサプライ協会
会長 山田 修 殿

東京消防庁

高輪消防署長 伊藤 貴弘



油脂類の付着した繊維製品からの火災予防対策について（依頼）

平素より、消防行政につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当庁管内において、洗濯乾燥作業を終了した後、配送中に車両荷台に積載されていた繊維製品から出火する火災が発生しました。

当庁管内においては毎年繊維製品に付着した油脂類が酸化発熱反応を起こしたことによる火災が発生しており、延焼して大きな被害をもたらした事例も見られます。

内容を見ると、乾燥後のタオルを乾燥機内に長時間放置したため、余熱により出火した事例や、クリーニング済みタオルと、数回使用したタオルを同じ棚に積んで保管していたところ出火した事例があり、いずれも油脂類の付着が認められたタオルでした。

つきましては同種火災の再発防止のため、貴団体におかれましても油脂類の付着したタオルの乾燥直後の放置はもとより、常温に戻した場合においても再び発熱する危険性があることから、油脂類の付着した繊維製品の取扱い及び出火防止について、周知徹底していくだけますようご協力お願い申し上げます。